七　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
八　前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
九　売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第一項第三号及び第四号の事項
（法第五十八条の八第三項において準用する法第五十八条の七第二項及び第三項に係る規定の準用）
第百四十二条　第百三十五条から第百四十条までの規定は、法第五十八条の八第三項において法第五十八条の七第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「同条第一項」とあり、及び「法第五十八条の七第一項」とあるのは「法第五十八条の八第一項又は第二項」と、「申込みをした者」とあるのは「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。
第百四十三条・第百四十四条　［略］
（第三者への物品の引渡しについての通知方法）
第百四十五条　［略］
2　［略］
［一・二　略］
三　当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の書面を受領していなかつた場合及び購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができること。
四　購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八第一項又は第二項の書面を交付した年月日（その年月日前に法第五十八条の七第一項の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日）
［五～十　略］
［3～6　略］
（訪問購入における禁止行為）
第百四十六条　法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
［一～五　同上］
六　法第五十八条の七第二項（法第五十八条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十八条の七第一項の規定により交付する書面（法第五十八条の八第三項において準用する場合にあつては、同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。
イ　電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は売買契約の相手方に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為
ロ　顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第五十八条の十第一項に規定する行為を除く。）
ハ　威迫して困惑させる行為（法第五十八条の十第三項に規定する行為を除く。）

［条を加える。］
第五十一条・第五十二条　［同上］
（第三者への物品の引渡しについての通知方法）
第五十三条　［同上］
2　［同上］
［一・二　同上］
三　当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八条の七又は法第五十八条の八の書面を受領していなかつた場合及び購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができること。
四　購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八の書面を交付した年月日（その年月日前に法第五十八条の七の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日）
［五～十　同上］
［3～6　同上］
（訪問購入における禁止行為）
第五十四条　法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
［一～五　同上］
［号を加える。］